

安来市社会福祉法人設立認可等審査要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第31条第1項及び第32条の規定に基づく社会福祉法人の設立認可並びに同法第125条及び第126条に基づく社会福祉連携推進法人の認定に係る協議、申請、審査等の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(設立又は認定の協議)

第2条 社会福祉法人の設立をしようとする者（以下「設立協議者」という。）は社会福祉法人設立協議書（様式第1号。以下「設立協議書」という。）により、社会福祉連携推進法人の認定を受けようとする者（以下「認定協議者」という。）は社会福祉連携推進法人認定協議書（様式第2号。以下「認定協議書」という。）により、事前に市長に協議しなければならない。

2 設立協議書又は認定協議書は、国、県、市又は民間補助団体（公益財団法人日本財団、公益財団法人中央競馬馬主社会福祉財団及び公益財団法人JKAに限る。）から補助金又は助成金を受けて行う施設整備（以下「補助金等による施設整備」という。）を伴う場合にあつては施設整備予定年度の前年度の4月末までに、その他の施設整備を伴う場合にあつては施設整備に着手しようとする月の10月前までに、施設整備を伴わない場合にあつては事業を開始しようとする月の10月前までに、市長に提出するものとする。

(事前審査)

第3条 市長は、前条の規定により提出された設立協議書又は認定協議書の審査を行い、必要に応じ事情を聴取し、資料の提出を求め、又は指導を行うものとする。

2 前項の審査は、次によるものとする。

(1) 設立協議書の審査にあつては、法令及び関係通知によるほか、市長が別に定める安来市社会福祉法人設立事前審査基準及び安来市社会福祉法人設立事前審査要領により行うものとする。

(2) 認定協議書の審査にあつては、法令及び関係通知によるほか、市長が別に定める安来市社会福祉連携推進法人認定・運営基準に関する要領により行うものとする。

する。

- 3 第1項の審査のための安来市社会福祉法人設立認可事前審査調書及び安来市社会福祉法人設立認可事前審査調書記入上の留意事項並びに安来市社会福祉連携推進法人事前審査調書及び安来市社会福祉連携推進法人事前審査調書記入上の留意事項は、市長が別に定める。

(社会福祉法人設立認可等及び施設整備審査委員会による審査)

第4条 前条の審査を経た設立協議書又は認定協議書については、安来市社会福祉法人設立認可等及び施設整備審査委員会設置規程（平成25年安来市訓令第11号）に基づく社会福祉法人設立認可等及び施設整備審査委員会において審査するものとする。

(設立又は認定の承認)

第5条 市長は、前条の規定による審査の結果を設立協議者又は認定協議者に対して通知するものとする。ただし、施設整備を伴うもので、施設整備について関係審議会にて意見聴取したものについては、その結果に基づき通知するものとする。

- 2 市長は、社会福祉法人の設立又は社会福祉連携推進法人の承認に当たって必要な条件を付すことができるものとする。
- 3 市長は、前項の条件を満たすことができない設立協議者又は認定協議者について、社会福祉法人の設立又は社会福祉連携推進法人の承認を取り消すことができるものとする。

(設立の認可申請)

第6条 前条の規定により社会福祉法人の設立の承認を受けた者(以下「認可申請者」という。)は、社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）第2条第1項及び第2項に規定する書類（以下「認可申請書」という。）を市長に提出するものとする。

- 2 前項の認可申請書は、補助金等による施設整備を伴う場合にあつては補助金等の内定後速やかに、その他の施設整備を伴う場合にあつては前条の規定による設立の承認後（借入金により施設整備を行う場合は、借入金の内定後）速やかに、施設整備を伴わない場合にあつては事業を開始しようとする日の2月前までに市長に提出しなければならない。

(認定申請)

第6条の2 第5条の規定により社会福祉連携推進法人の承認を受けた者(以下「認定申請者」という。)は、社会福祉法第126条に規定する書類(以下「認定申請書」という。)を市長に提出するものとする。

2 前項の認定申請書は、事業を開始しようとする日の2月前までに市長に提出しなければならない。

(審査)

第7条 市長は、前2条の規定により提出された認可申請書又は認定申請書の審査を行い、必要に応じ事情を聴取し、資料の提出を求め、又は指導を行うものとする。

2 前項の審査は、法令及び関係通知に基づき行うものとする。

(設立の認可又は認定)

第8条 市長は、前条の審査の結果、社会福祉法人の設立又は社会福祉連携推進法人の認定を適当と認めたときは、社会福祉法人設立の認可又は社会福祉連携推進法人の認定を行い、認可申請者又は認定申請者に通知するものとする。

(認可又は認定の公表)

第9条 市長は、前条の規定により社会福祉法人の設立認可又は社会福祉連携推進法人の認定を行った場合は、社会福祉法人又は社会福祉連携推進法人の名称、事務所の所在地、代表権を有する者の氏名、設立認可又は認定年月日、資産の総額及び経営する事業名を公表するものとする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日告示第66号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年9月6日告示第175号)

この告示は、令和4年9月6日から施行する。